

## VII-2 学校いじめ防止基本方針

- 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方
- 2 いじめの防止等に関する学校の取組
  - (1) いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置
  - (2) 未然防止
  - (3) 早期発見
  - (4) 早期対応
  - (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応
  - (6) 過程や地域との連携
  - (7) 関係機関との連携
- 3 重大事態への対応

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

以下はいじめについての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめの暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

## 2 いじめの防止等に関する学校の取組

### (1) いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

#### ①学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針には、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の一連の対応、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容について実効性を持つよう、具体的な実施計画や実施体制を定める。

また、ホームページ等で公開し、家庭・地域の理解を得るとともに、学校全体で点検し、必要に応じて見直す PDCA サイクルを盛り込む。

#### ②いじめ防止対策委員会の設置と機能

いじめの問題への対応に当たっては、学級担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で取り組む組織的な対応が重要であるため、その中核となる校内組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

「いじめ防止対策委員会」は、校長、教頭、教務担当、生徒指導担当、各学年代表、養護教諭で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校運営協議会等と連携を図る。

「いじめ防止対策委員会」は次の内容を取り扱う。

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- イ いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
- ウ いじめに関する児童生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- エ いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- オ いじめがあるかどうかの判断（認知）や、いじめが疑われる情報があった時の迅速な対応
- カ いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
- キ いじめの対応に関する校内研修等の企画
- ク いじめ防止等について PDCA サイクルによる検証・改善 等

## (2) 未然防止

### ①学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- ・学校の教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人の内面理解に基づき、全ての児童が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。
- ・「道徳教育」、「人権教育」、「体験活動」等を充実させ、命や人権を尊重した豊かな心を育成する。

### ②いじめに対する正しい理解

- ・学校の教育活動のあらゆる機会をとらえて、いじめとは何かを児童と教職員が当事者の立場に立って共有し、児童一人一人に対し、互いを思いやり、他者を自分と同じように尊重できる心や、いじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。

### ③互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- ・「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」などの人間関係を結ぶ力を育み、「相手を傷つけずに自分の考えを実現する」等のコミュニケーション能力を育成する。

### ④児童や学級の状況の把握

- ・日頃から児童と同じ目線で物事を考え、場を共有する中で、言動や身だしなみなどに変化が見られる場合には、声をかけるなど早期にかかわる。

### ⑤校内研修の充実

- ・いじめ対応マニュアルやいじめ防止基本方針等を活用した校内研修やいじめの事例研究、「いじめ未然防止プログラム」（心の教育総合センター）の活用等により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

### (3) 早期発見

#### ①教職員の対応能力の向上

- ・ 集団の中で配慮を要する児童に気づき、ささいな言動から、心の叫びを敏感に感じ取れるよう、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドの向上に努める。

#### ②日常的な実態把握

- ・ 日常生活での児童への声かけに加え、日記、教育相談、家庭訪問等により児童、保護者との信頼関係を構築する。
- ・ 学期に1回「生活アンケート」を実施し、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。なお、実施したアンケートは5年間保管する。
- ・ 重大ないじめが疑われる案件が発生した場合は、早急に「いじめ防止対策委員会」を開き、いじめがあるかどうかの判断（認知）や、いじめが疑われる情報があった時の迅速な対応について協議する。

#### ③相談しやすい環境づくり

- ・ 訴えがあった場合には、担任等やカウンセラーが、まず、児童のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、心の安定を図る。そして、可能な限り具体的な内容を聴き取る。また、最後まで守り抜くことを伝えるなど、安心感をもたせるよう配慮する。
- ・ 周囲の児童の訴えについては、当該児童がいじめを受けることがないように、きめ細やかな配慮を行う。また、その訴えを受け止めた上で、事実確認とともに、いじめの解消に向けて迅速に取り組む。
- ・ 保護者の訴えについては、日頃から保護者と連携し、信頼関係を築いた上で、保護者の心情を十分に理解し、対応する。

## (4) 早期対応

### ①いじめへの組織的対応

- ・ いじめが疑われる情報があった場合、いじめを受けた、又はいじめを知らせた児童の安全を確保し、登下校、昼休み等の見守りを強化する。
- ・ 指導に当たっては「いじめ防止対策委員会」など、組織で対応する。当事者双方、周囲の児童から個々に事情を聞き取り、正確な実態把握を行い、指導方針、役割分担を明確にした上で、連携協力して児童、保護者に対応する。また、事案に応じて学校運営協議会や教育委員会、関係機関と連携する。
- ・ いじめが解消したと見られる場合でも、カウンセラー等とも連携し心のケアを図るなど、引き続き十分な観察、指導を継続する。

### ②いじめを受けている児童及び保護者への支援

- ・ いじめを受けている児童を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決の希望や自分に対する自信をもたせる。
- ・ 保護者には、いじめが判明した日の内に、面談（又は家庭訪問）を行い、事実関係を伝える。また、保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。さらに、一定期間の見守りや支援を行い、児童及びその保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

### ③いじめを行っている児童への指導及び保護者への助言

- ・ いじめを行っている児童からは気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。
- ・ (いじめを行っている児童の) 保護者には、早急に面談（又は家庭訪問）し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようカウンセラー等と連携するとともに、加害児童の心情や言い分を十分に聴いた上で、一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導を行う。

#### ④周囲の児童への指導

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。その際、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。特に、「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促す指導を行う。

#### ⑤教育委員会との連携

- ・ いじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。
- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、学校支援チーム、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の支援を要請するとともに、弁護士等からなる教育事務所「教育相談窓口」等を活用する。

## (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、児童に対して、インターネットの正しい活用法など情報モラル教育を充実させるとともに、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童、保護者への啓発に努める。

なお、保護者に対しては、青少年インターネット環境整備法や兵庫県青少年愛護条例等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

## (6) 家庭や地域との連携

### ①家庭や地域への啓発

- ・法令の趣旨に基づき、学校運営協議会をはじめ、保護者会や地域の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や学校いじめ防止基本方針について、情報交換、協議できる場を設ける。
- ・いじめの問題性や家庭教育の大切さなどの理解促進を図るため、保護者研修会やホームページ・学校だより等により啓発する。

### ②家庭や地域への啓発

- ・多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるよう、学校運営協議会や地域学校協働本部等、学校とPTAや地域団体との地域ネットワークづくりを行うとともに、地域における「子どもの見守り活動」等の教育支援を求める。

## (7) 関係機関との連携

学校は地域の警察との連携を図るため、管理職や生徒指導担当教員等を中心に日頃から学校や地域の状況の情報交換を行う。

また、いじめを行っている児童生徒の背景に、保護者の養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生委員・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

さらに、法務局人権相談窓口など教育委員会以外の相談窓口の情報についても適切に周知するほか、必要に応じて、医療機関等の専門機関と連携した教育相談を行う。

## (8) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（いじめの防止等のための基本的な方針）

- ・ 定例の「いじめ防止対策委員会」において、過去に認知した「いじめ」について、「解消している」状態かどうか協議を行う。
- ・ いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するとともに、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する
- ・ 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

### 3 重大事態への対応

#### (1) 学校の設置者（赤穂市教育委員会）又は学校による調査

##### ①重大事態の意味及び調査

一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

##### ア 調査主体

学校の設置者（赤穂市教育委員会）又は学校が調査の主体となる。

##### イ 調査を行うための組織

調査を行う委員は、職能団体等の推薦により専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

##### ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から、どのような態様で行われ、背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

##### ②いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供

- ・学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について適時・適切な方法で、経過報告に努める。

- ・他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由として説明責任を怠ることがないようにする。
- ・質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講ずる。

### ③重大事態の発生及び調査結果の報告

- ・重大事態の発生及び調査を行った結果について、赤穂市教育委員会を通じて首長へ報告する。
- ・調査結果を報告する際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。